

東大阪労働基準監督署発表
令和7年8月21日

東大阪労働基準監督署
電話 06-7713-2025

労働安全衛生法違反の疑いで書類送検

(機械の掃除作業において機械を停止せず墜落防止対策を設けていない疑い)

令和7年8月21日、東大阪労働基準監督署(署長 まとば ゆみ 的場 由美)は、日本ドリームサービス株式会社及び同社の取締役副社長を労働安全衛生法違反の疑いで、大阪地方検察庁に書類送検しました。

記

1 被疑者

- (1) にほん 日本ドリームサービス株式会社(以下「被疑会社」という。)

本社所在地 大阪府八尾市志紀南町

事業内容 クリーニング業

- (2) 同社取締役副社長A(以下「被疑者A」という。)

2 違反条文等

被疑会社、被疑者Aともに

第1 労働安全衛生法違反

同法第20条第1号

同法第27条第1項

労働安全衛生規則第107条第1項

同法第119条第1号(罰則)

同法第122条(両罰)

第2 労働安全衛生法違反

同法21条違反

同法第27条第1項

労働安全衛生規則第519条第1項

同法第119条第1号(罰則)

同法第122条(両罰)

3 事件の概要

被疑者Aは、被疑会社の労働者を指揮するとともに同社の安全管理を行う者ですが、令和6年4月3日、同社の八尾工場にてベルトコンベヤーの隙間に詰まった包布（シート）の除去作業を行わせる際に、①ベルトコンベヤーを停止させずに作業を行わせ、②ベルトコンベヤーは地上からの高さ約3メートルあり、同ベルトコンベヤーとベルトコンベヤーの間には開口部がありますが、同開口部において囲い等を設けなかった疑いがあるものです。

4 参考事項

- （1）上記3の結果、労働者がベルトコンベヤーから墜落し、重症を負う労働災害が発生している。
- （2）関連条文は別紙のとおり。

関連条文

労働安全衛生法（昭和四十七年法律第五十七号）

（事業者の講ずべき措置等）

第二十条 事業者は、次の危険を防止するため必要な措置を講じなければならない。

- 一 機械、器具その他の設備(以下「機械等」という。)による危険
- 二 爆発性の物、発火性の物、引火性の物等による危険
- 三 電気、熱その他のエネルギーによる危険

（事業者の講ずべき措置等）＊

第二十一条 事業者は、掘削、採石、荷役、伐木等の業務における作業方法から生ずる危険を防止するため必要な措置を講じなければならない。

- 2 事業者は、労働者が墜落するおそれのある場所、土砂等が崩壊するおそれのある場所等に係る危険を防止するため必要な措置を講じなければならない。

（労働者の遵守事項）＊

第二十七条 第二十条から第二十五条まで及び第二十五条の二第一項の規定により事業者が講ずべき措置及び前条の規定により労働者が守らなければならない事項は、厚生労働省令で定める。

（罰則）＊

第百十九条 次の各号のいずれかに該当する者は、六月以下の拘禁刑又は五十万円以下の罰金に処する。

- 一 第十四条、第二十条から第二十五条まで、第二十五条の二第一項、第三十条の三第一項若しくは第四項、第三十一条第一項、第三十一条の二、第三十三条第一項若しくは第二項、第三十四条、第三十五条、第三十八条第一項、第四十条第一項、第四十二条、第四十三条、第四十四条第六項、第四十四条の二第七項、第五十六条第三項若しくは第四項、第五十七条の四第五項、第五十七条の五第五項、第五十九条第三項、第六十一条第一項、第六十五条第一項、第六十五条の四、第六十八条、第八十九条第五項(第八十九条の二第二項において準用する場合を含む。)、第九十七条第二項、第百五条又は第百八条の二第四項の規定に違反した者

（罰則）＊

第二百二十二条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して、第百十六条、第百十七条、第百十九条又は第二百十条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。

労働安全衛生規則（昭和四十七年労働省令第三十二号）

（掃除等の場合の運転停止等）

第百七条 事業者は、機械(刃部を除く。)の掃除、給油、検査、修理又は調整の作業を行う場合において、労働者に危険を及ぼすおそれのあるときは、機械の運転を停止しなければならない。ただし、機械の運転中に作業を行わなければならない場合において、危

険な箇所に覆いを設ける等の措置を講じたときは、この限りでない。

(開口部等の囲い等) *

第五百十九条 事業者は、高さが二メートル以上の作業床の端、開口部等で墜落により労働者に危険を及ぼすおそれのある箇所には、囲い、手すり、覆（おお）い等(以下この条において「囲い等」という。)を設けなければならない。